

2022年10月20日

日本海信用金庫

融資関連手数料の過剰徴収について

日本海信用金庫（理事長 徳富 悠司）におきまして、住宅・アパートローン関係融資の繰上完済をされた一部のお客さまに対して、繰上完済手数料の過剰徴収があることが判明いたしましたので、お知らせいたします。

お客さまならびに地域の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 過剰徴収の発生内容

(1) 発生原因

平成29年5月1日に融資関連手数料の改正を実施した際、住宅・アパートローン関係融資の全額繰上返済時における手数料の一部において、本来であれば消費税を非課税にて取り扱いするべきものを、当庫の認識不足により消費税分を過剰徴収していたものです。

(2) 過剰徴収手数料の詳細

- ①対象のお客さま数：2名
- ②過剰徴収分の合計金額：71,739円

2. お客さまへの対応

(1) 過剰徴収しておりましたお客さまに対しては、直接、ご連絡差し上げお詫びさせていただくとともに、2022年10月下旬にお客さまの口座に過剰徴収分の返金手続きを行わせていただきます。

(2) 当庫の住宅・アパートローン関係融資をご利用中のお客さまには「期限前返済に関する特約書」を差し入れていただいておりますが、一部、消費税非課税の対応となることから、下記の通り改正いたしますのでお知らせします。

【変更前】

◎全額繰上返済（（固定金利(段階金利含む)） 固定変動選択型で固定金利の更新時期を迎えないもの（※他行肩代わりのみ）	
○繰上返済額が当初融資額の 50%以上	融資残高の 2%+消費税
30%以上 50%未満	融資残高の 1%+消費税
10%以上 30%未満	11,000 円
10%未満	無料

【変更後】

◎全額繰上返済（（固定金利(段階金利含む)） 固定変動選択型で固定金利の更新時期を迎えないもの（※他行肩代わりのみ）	
○繰上返済額が当初融資額の 50%以上	融資残高の 2%（*表示を削除）
30%以上 50%未満	融資残高の 1%（*表示を削除）
10%以上 30%未満	11,000 円
10%未満	無料

尚、今回の手数料変更により、お客様に手続きをして頂くことはございません。
ご不明な点のある方は最寄りの営業店または下記連絡先までお問い合わせ下さい。

日本海信用金庫 融資部（本部）

【電話番号】：0855-22-1854

【受付時間】：平日 午前9時00分 ～ 午後5時25分

3. 再発防止策

今後におきましては、同様の事案が発生しないよう、チェック体制を一層強化し、再発防止に努めてまいります。